



鳥取県公報

平成 30 年 2 月 2 日 (金)
第 8 9 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (56) (青少年・家庭課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (57) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (58) (〃) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (59) (農地・水保全課) 2
	採石法による採取計画の認可の公表 (60) (西部総合事務所米子県土整備局) 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (61) (会計指導課) 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 3
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 4

告 示

鳥取県告示第56号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県里親支援事業委託プロジェクト審査会	里親支援事業の受託者の選定に関する事項	平成30年2月15日から同年3月30日まで	子育て王国推進局 青少年・家庭課

鳥取県告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月2日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルスリー	訪問看護ステーション コムパートナーズ	鳥取市湖山町東四丁目61	平成30年2月1日	訪問看護

鳥取県告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月2日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルスリー	訪問看護ステーション コムパートナーズ	鳥取市湖山町東四丁目61	平成30年2月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第59号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成30年度鳥取県農山村ボランティア事務局運営業務受託者選考委員会	平成30年度鳥取県農山村ボランティア事務局の運営業務に係る受託者の選定に関する事項	平成30年2月2日から同年3月31日まで	農地・水保全課

鳥取県告示第60号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15

年鳥取県条例第72号) 第13条の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
美保テクノス株式会社 代表取締役 野津 一成	米子市昭和町25	西伯郡伯耆町畑池字射矢谷尻2628-1外30筆(68,825平方メートル)	風化花崗岩(225,017立方メートル)	平成29年12月27日から平成32年12月26日まで	平成29年12月27日

鳥取県告示第61号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県未来人材育成基金に対する寄附金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県商工労働部雇用人材局就業支援課
課長補佐 馬田 徹
- 3 委任期間
平成30年2月2日から同年3月31日まで

公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとされた場合を含む。)の規定に基づき、平成29年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成30年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
 - (1) 3・4月入隊要員(男子)
 - ア 陸上要員:10名程度
 - イ 海上要員:10名程度
 - ウ 航空要員:10名程度
 - (2) 3・4月入隊要員(女子)
 - 陸上要員:若干名
- 2 募集期間
平成30年2月5日(月)から同月16日(金)まで
- 3 試験種目
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
平成30年2月24日(土)

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

平成30年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-26-2900）

米子地域事務所（0859-33-2440）

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年2月2日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成30年5月10日（木）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成30年6月30日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成30年4月16日（月）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (4) 6の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国
家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年2月2日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験

- 平成30年5月10日（木）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
- 平成30年6月16日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
- (1) 学科試験
- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- (2) 実技試験
- 広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
- 5名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
- 平成30年4月16日（月）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。